

仕送りについて

被保険者と別居している家族を被扶養者として追加する場合、または扶養認定当時、被保険者と同居であった被扶養者が新たに別居となった場合（以下別居家族という）には、別居開始日以降、被保険者による継続した仕送りによって別居家族の生計を維持しなければなりません。

<別居であるが仕送りが免除されるケース>

- 被保険者の単身赴任や長期出張による別居
- 子どもが学生で進学による別居
- 里帰り出産や親の介護による別居
- 長期入院や病気療養による別居
- 福祉、介護施設へ入所による別居

1. 仕送り基準

被保険者から別居家族への仕送りは別居家族の収入以上であることが条件となります。
（＝別居家族の年収を12ヶ月で割った額以上の金額を毎月定期的に被保険者が送金していること）
ただし、ひと月の送金下限額は6万円としています。

例) 年収100万円の別居家族の場合

$100 \text{ 万円} \div 12 \text{ ヶ月} = 83,333 \text{ 円}$

→被保険者から被扶養者に対し、毎月84,000円以上の送金が必要

例) 年収50万円の別居家族の場合

$50 \text{ 万円} \div 12 \text{ ヶ月} = 41,666 \text{ 円} \Rightarrow$ ひと月の送金下限額6万円を下回る

→被保険者から被扶養者に対し、毎月60,000円以上の送金が必要

2. 仕送り時期・頻度

仕送りは定期的かつ継続して行われなければなりません。

別居となった月から毎月、仕送りを行ってください。

3. 仕送り方法

仕送りは銀行や郵便局等の公的機関を利用し、銀行振込、現金書留郵便などにより日付、金額、送金人、受取人が確認・提示できる方法で仕送りしてください。

別居家族を被扶養者として申請するときは、**仕送りの実績3ヶ月分**と「**生活費明細書**」※の提出が必要です。

※生活費明細書に関しては、当組合までお問い合わせください。

注意事項

別居家族がどんなに近隣にお住まいでも手渡しによる仕送りは認められません。
また、半年に一度など、まとめた仕送りも認められません。

被扶養者現況調査について

毎年、認定後も被扶養者現況調査(以下、検認という)を実施します。その際、書類一式の提出をお願いしております。

継続的な仕送りの証明をいつでも提出できるよう、レシートや明細書等は大切に保管ください。

もし、提出がない場合、認定の取消となり、その期間に当健保組合が負担した医療費、給付等の請求をさせていただきます。